

## 第14回釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

2月27日(水)午後1時30分から午後3時20分まで

### 2 開催場所

釧路地方裁判所5階第1会議室

### 3 出席者等

#### (1) 出席委員

浦田満(釧路市漁業協同組合) 小野塚聡(釧路弁護士会)  
小瀬 泰(阿寒農業協同組合) 小濱浩庸(釧路地方裁判所)  
柴田寛之(釧路地方裁判所) 高橋 滋(釧路商工会議所)  
廣瀬勝人(釧路地方検察庁) 宮下槿子(釧路市女性団体協議会)  
八木修一(釧路市教育委員会学校教育部)

#### (2) 説明者

佐藤正信(刑事部総括判事) 福岡正美(事務局長)  
久保田光生(民事首席書記官) 穴戸健次(刑事首席書記官)  
富所 良(刑事訟廷管理官)

#### (3) 庶務

安藤正樹(総務課長) 石丸勝也(総務課庶務係長)

### 4 協議テーマに関するアンケート結果の紹介

寄せられた協議テーマに関するアンケート結果を紹介し、今回は裁判員制度について取り上げることを確認した。

### 5 議事

#### (1) ビデオ視聴

最高裁判所作成の裁判員制度広報のための模擬評議用ビデオのうち、裁判員制度概要について説明する部分を視聴した。

#### (2) ビデオについての説明

事前配布したビデオについては、法務省作成のものであり、現在検察庁では、配布済のアニメ「総務部総務課山口六平太 裁判員制度プロジェクト始めます」、俳優中村雅俊主演の「裁判員制度～もしあなたが選ばれたなら～」の2つのコンテンツを持っており、検察庁のみならずビデオレンタルのツタヤで無料で借りられること、裁判所では、おおよそ1時間ものの映画が外に2本あり、更にもう1種類現在作成中で、いずれも貸し出しができる旨を説明した。

#### (3) 裁判員制度に関するアンケートについての説明

釧路は日本で最も広大な管轄地域を抱えるので、大きな負担をかけて釧路本庁まで来ていただくことになる遠隔地の方について、裁判員制度の実施・運用にあたって地域の実情、仕事や生活の実情を把握するためにアンケート調査を実施することとした。

釧路市及び釧路町については、これまでの模擬選任手続の実施の過程等で一定程度の情報収集ができているため、管内のみを対象とし、十勝管内では農業

関係者，根室管内では漁業関係者などと地域性を考慮し，1企業・団体5名程度として，社員のみならずその家族も含めて協力をお願いした。その結果，374人の方々から回答を得た。

配布資料のアンケート結果に基づき概要を説明した。

(4) 質疑，意見交換

委員： 遠方の方が来られないだろうというのは，アンケートの結果で明らかになったが，今度は市内や近郊にお住まいの方の来られない事情を知りたいので，アンケートで明らかにしてほしい。

裁判所： 釧路においても，これから実施したい。また，無職層にも協力を働きかけていきたい。

今回はお勤めの方が多かったが，漁業や酪農の第一次産業に従事している方が多いので，全国的に比較して，若干参加意欲が低い結果となっている。

委員： 酪農関係は，奥さんならともかく365日生き物を相手とするので，参加は難しい状況にある。

ヘルパーを頼むとすると，だいたい一日当たり2万7000円くらいはかかり，その日1日の収入がなくなるくらいはかかる。その日に頼めるかという問題もある。

裁判所： 最高裁判所で，別海町の大規模酪農を営む人たちを対象にグループインタビューも実施しており，いろいろな意見をいただいている。

委員： 漁業関係では，漁師は天候次第なので，3日間は厳しい。漁協の組合職員については問題はない。

裁判所： 釧路は，全国一管轄が広いこともあり，遠方の方は，やはり参加意欲が低い結果となった。

検察庁も説明会を行っているが，会場での手応えはどうか。

委員： 説明会の実施後では，10パーセントくらい参加意欲が上がるという声も聞くが，市内はともかく，地方の方はやはり参加が難しいようである。

委員： 何とか支部で選任手続をできないか，わざわざ釧路まで来なくとも良いのではないかというような声が多い。

100人近くを呼び出すようだが，釧路など近隣の比率を高めて帯広など地方とは地域差を設けて呼び出すのか。それともあくまでもくじなのか。

裁判所： 裁判員候補者予定者は，まず各市町村ごとに1人ずつ割り当て，その余の人数について各市町村の人数比によって裁判所が割当数を通知し，その人数を各市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿の中から選び出すことになっている。よって，人口に比例した数が名簿に載ることになる。

釧路管内の裁判員対象事件は年10～20件なので，その件数に必要な人数を，各市町村に人口比率に案分して割り当てられることになる。

裁判所： 選任のために釧路に来ていただくことになるが，釧路に来るために2時間以上6時間未満の時間を要する方が85パーセント近くいらっしゃるということで，できるだけ選任の日に来ていただいて，その日にお帰りいただくような日程を考えている。

遠方という理由だけでは、義務制の関係で即、辞退を認めるということは難しいと考えている。遠隔地で、介護や育児等の代替困難な方が約38パーセント近くいらっしゃったので、この前の模擬選任手続では、複合的に理由を有する方の辞退を認める運用を試してみた。とにかくアンケートの結果を踏まえ、これからの検討課題である。

委員： 乳幼児は、母親から離れないという実態がある。また、釧路の場合は、託児施設に入れていない方が多いので、選任当日、乳幼児を連れて裁判所に来るのは非常に困難なことだと思う。

裁判所： 託児所の環境整備については、厚生労働省等において対応が検討されており、託児所で対応できるお子さんについては、託児所で対応していただくことになると思う。

委員： 子供も飽きてくるので、かかる選任時間も短くした方がいい。

裁判所： いつの時点で辞退を認めるかという問題もあるが、この前の模擬選任手続では、子供が急に体調を崩したという方については、その人の面接が終わってから直ぐに辞退の認定を出す運用をしたことはある。

委員： 6人を選ぶのに100人近くを呼ぶのは、非常に非効率である。せっかく3日間参加するために日程を調整して来ているのに、選ばれない方には不満が残ると思う。

裁判所： 少なく呼び出して、辞退が必要な方が多くて足りなくなったら、名簿を調整して再び呼び出さなければならないので大変である。沢山呼び出して無駄にお手数かけることは避けなければならないが、再呼出しは、手続的にも非常に非効率なことになるので、このアンケートには、どのくらいの方々に出頭いただくかを見る上でも参考にするという目的もある。

委員： 事件ごとに呼出すようだが、1件につきどのくらい呼出すのか。

裁判所： 50人から70人くらいに呼出しをし、質問票等で辞退を事前に認めて、実際に裁判所に来ていただくのは、30人前後の方に来ていただくことを現在のところ考えている。

最高裁判所では、試算で50～100人の呼び出しを見込んでいます。

委員： 30人は結果的に出頭することになるようだが、抽選で当たらない方もいる。3日間も都合をつけているのに、帰れというのはいかにもお役所仕事である。快く参加できるものを事前調査し、面談で知合いか否かのふるいをつけることは必要だが、事前に参加の支障を確認して精査してから抽選して呼ぶべきである。

裁判所： 事件の内容は、どうしても当日にお知らせするしかない。できれば、都合の良い人を他の事件でも流用できれば良いのだが、性質的に事件ごとにその都度確認するしかないなので、なかなか困難な状況である。

裁判員6人の外に不都合な状態に備えて補充員を2～4人、それ以外に検察側、弁護側が理由を示さない不選任請求を各4人ずつできるようになっているので、それだけで18人、当然に面接で不都合を訴える方もいらっしゃるの、最低でも25～30人は呼んでおかないと不足するおそれがあるの

でやむを得ないところと考えている。今後の運用を検討していきたい。

委員： 選ばれると休暇扱いにせざるを得ないと考えているが、国家公務員はどうか。

裁判所： おそらく裁判員休暇という特別休暇が制定されることになると思う。  
伊達信用金庫が、北海道では最初に特別休暇を制定している。企業によっては出張扱いになるところもあるようである。

委員： 裁判所に呼ばれて来る途中で、事故に遭ったらどうしてくれるのか。

裁判所： 裁判員に選ばれた方が裁判所に来る場合は、臨時の国家公務員になるので公務災害の補償の対象になる。選任される前の選任手続に来る場合は、現在検討中であるが、同様に公務災害として扱う方向で検討されている。

委員： 一度、裁判所まで来て、くじでは外れた人は、また呼出されて、またくじで外れるといったことはあるのか。何度も外れるというのはいかがなものか。

裁判所： くじで外れた方は、翌年1年は、辞退理由になる。また選任された場合は、以降5年は、辞退理由になる。

委員： 辞退は広く認めた方が良い。自分から進んで裁判所に協力するといった方で裁判員裁判を行わないと円滑に裁判が進まないと思う。

裁判所： 確かに積極的に協力してくれる方とやった方が円滑に進むと思うが、義務制もあるのでやむを得ないところもある。

委員： やりたくない人は辞退して良いですよとは書けないと思うが、そういう人の辞退は認める運用で良いのではないか。

委員： 理由を示さない不選任については、面接での質問の結果、当該候補者の能力を見てなのか。

裁判所： 意思能力の上で問題と感じられる場合は、検察官か弁護士側で不選任請求をしようと思うが、裁判所側から求めることはできないので、その辺は分からない。

委員： 理由を示さない不選任請求なので、能力云々ということは明言しない。どのような運用とするかも未だ決まっていない。

委員： 3日間選ばれることを覚悟して来て、選ばれなかった場合は、あれっという気になる。待ち時間が長く、せっかく仕事を都合して来ているのに選ばれない場合は空しい気持ちになる。

選ばれない理由の説明とかは欲しいと思う。

裁判所： 選任手続の日程を分けて、事前に来週から3日間来られるかと質問票を出して実施するなどの運用も検討はできる。

委員： この後の周知徹底などの計画はどうなっているのか。

裁判所： 最大の課題だと認識している。最高裁判所でも広告等多角的に行っているが、釧路単位では、検察庁、弁護士会と協力して行っていきたい。

制度の存在の周知はかなり行き渡っていると認識しているが、学校関係の協力を得て行っていくなど、色々と委員の皆さんの意見を反映させながら検討していきたい。

これからは、意見交換等の双方向的なものを検討している。最近根室市で

も市民フォーラムを行った。

委員： NHK等でのテレビ放送を行えないのか。

裁判所： テレビは以前にNHKでは放送されている。要望があれば，裁判所も検察庁も職員の派遣を行い，説明会を執り行うことができる。

委員： 手続に馴染むために，裁判所で2時間くらいでのシュミレーションの様な機会はできないのか。

裁判所： これまでも実施しているが，希望に応じて模擬裁判等を実施しており，これからも取り組んでいきたい。

- 6 次回協議議題，次回期日  
追って調整ということで合意した。